

原発事故避難者の 保険料免除見直し

政府、23年度にも

東京電力福島第一原発事

故による避難者らを対象に医療や介護の保険料などを全額免除している特例措置について、政府が早ければ二〇三三年度に見直す検討に入った。関係者への取材で分かった。国が自治体を通じて免除分を肩代わりしているが、避難指示解除区域は段階的に財政支援を縮小し、福島県外への避難者を含め、住民らに一部負担を求める。

全額免除されているのは、国民健康保険や介護保険の保険料と、医療機関などで支払う自己負担分。事故発生から十年以上が経過し、政府内で特例見直しを求める声が上がっていた。今後、復興庁などが自治体と協議を進める。ただ住民の生活再建や産業復興は途上で、地元自治体が独自に継続を検討する可能性もある。

一方、避難指示が解除されず、原則立ち入り禁止の帰還困難区域は特例を維持

する方向だ。

現在、全額免除の対象は避難指示が出された福島県の十二市町村に住んでいた人で、その後戻らずに県内外に避難している人も含む。国民健康保険では年収約八百四十万円以上の人を除くなどの収入要件が一部であり、県内に住民票がある世帯だけで二〇年度に約二万三千世帯の保険料を免除。介護保険は六十五歳以上が対象で、全国で約四万三千人（一八年度）を免除した。

六十五歳以上の人が二一〜三三年度に支払う月額額の介護保険料は全国平均で六千四百円。

このうち避難指示の解除から一定期間が経過した区域では、保険料の全額免除を取りやめ、一部支払いを求める案が浮上している。医療機関にかかったり、介護サービスを利用したりした場合の自己負担分（一〜三割）の免除は、その後に見直す予定。避難者らに配

慮し、段階的に行い、変更前に一年程度周知期間を設ける考えだ。

国による保険料などの全額免除は一六年の熊本地震や、東日本を中心に被害をもたらした一九年の台風19号などでも例があるが、おおむね一年程度で終了している。